

森情審答申第1号

平成30年7月27日

茅部郡森町長 梶谷 恵造 様

森町情報公開審査会

会長 阿部 邦夫

森町情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成30年5月1日森企振第20号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「グリーンピア大沼の賃借の入札契約の経過がわかる資料(2006年ころ)」の不開示決定
に対する審査請求についての諮問

【別紙】

答申書

第1 審査会の結論

平成30年4月5日付けで実施機関が不開示とした処分決定については、妥当であると判断する。

第2 本件審査請求に係る行政文書の特定

審査請求人が開示を求める「グリーンピア大沼の賃借の入札契約の経過がわかる資料(2006年ころ)」について、大規模年金保養基地グリーンピア大沼施設運営事業提案競技公募要綱(以下「要綱」という。)に基づき提出された各書類と、提案競技審査会開催時の資料及び議事録が、本審査請求の対象となる行政文書と特定し、判断を行う。

第3 審査請求に至る経過

- 1 平成30年3月27日、審査請求人は、森町情報公開条例(平成17年4月1日条例第10号以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、グリーンピア大沼の賃借の入札契約の経過がわかる資料(2006年ころ)の開示を請求した。
- 2 平成30年4月5日、実施機関は、上記の開示請求に対して、本件開示請求文書を次の理由により開示しないことの決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

【理由】条例第7条第3号ア及びイに該当

本件開示請求文書は、経営・財務情報が含まれており当該情報が公にされた場合、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また要綱に基づき公にしないとの条件で提出されたものであるため。

- 3 平成30年4月9日、審査請求人は、本件不開示処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求書、反論書及び審査請求人の口頭による意見の陳述によれば、審査請求人の趣旨は、広報等によりすでに公にされている情報があるにもかかわらず、すべてを非開示としたことは納得できず、グリーンピア大沼株式会社に決まった根拠や基準について、全部又は一部開示できる情報の提供を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関はすでに広報等において公にされている部分の情報さえも開示せず、要綱においても「必要に応じて応募提案の概要を公表することができる」と記載されているにもかかわらず、条例・要綱の間違った解釈・運用をしており、一切の開示を拒むのには疑問が残る。

「プロポーザル応募した9社の名前・そこから選定で絞り込んだ4社の名前・順位を付けた際の基準や根拠が解る資料・グリーンピア大沼に決定してからの事業計画の有無と提案競技審査会解散後における審議機関も明らかになる資料」の開示を強く求めるものである。

3 補佐人の意見

「法人登記簿謄本」を含め誰でも取得可能な情報を含んでおり、14年以上が経過した現時点において正当な利益が害されるという相当の蓋然性があるとはいえ、要綱において必要に応じて応募提案の概要を公表することができるとしており、応募業者がその提案内容を公開されることは当然に予測している。

また本件プロポーザルの経過は少なくとも当時の森町議会において諮られていたものと考えられ、その時点で公にされ共有されていたものであるから現在において、あえて不開示とする必要性・相当性は認められない。

少なくともすべての文書において全部不開示とすることは町民の知る権利を著しく制限するものとして、明らかに不当であり、条例の解釈・運用を誤ったものであるから、原処分を変更し本件請求に係る文書を全部又は一部開示することが相当である。

第5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件資料について、要綱には一切公表しないことを当初の条件としており、財務諸表類・納税証明書類等、財務関係書類等が含まれており、公にされた場合競合他社や取引先による当該法人の資金収支等の分析が可能となり、融資元等が特定される可能性があり、法人等の不利益につながる情報が含まれているものがほとんどである。年数経過による開示条件も規定されていないことから、開示できる情報はないものとする。

併せて、提案競技審査会においても法人の不利益につながる情報が含まれるため、非公開において開催されており、審査結果に係る質問及び異議についても受け付けない旨要綱に記載されているため、議事録内容についても同様に開示できる情報とは言えないし、14年が経過した情報であっても、当初応募業者との信頼関係により提出された情報を現在

において、この情報が審査請求人に対して提供が必要だという判断となる理由は見られないのは明らかである。また、情報の一部開示については上記記載のとおり非公開情報が関連するものが大部分であり、審査請求人が必要とする情報は得られないとの判断により、条例第7条第3号ア及びイを理由に不開示とした決定は、妥当であると判断する。

第6 審査会の判断

1 争点

- ① 要綱中、「3. 応募書類等」の「(3)応募書類の取扱いの部分において」、「森町は応募書類の公表及び返却はしないが、必要に応じて応募提案の概要を公表することができる。」の解釈について
- ② 公にされている情報も中には含まれており、開示に係る書類の全てを非開示とする取扱について
- ③ 本審査請求の対象となる行政文書は14年以上が経過しており、法人等の正当な利益が害されるという蓋然性の有無について

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように、町民の知る権利を尊重し、町の保有する公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにするとともに、町民に説明する責務が全うされるよう、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の運営に資することを目的として制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第7条第3号ア及びイの該当性

条例7条第3号アについては、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除き、不開示とすることを定めたものであり、イは実施機関の要請により公にしないとの条件で任意に提供されたもので通例として公にしないこととされているもの、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものも併せて不開示とするものである。

14年以上が経過している情報について、当時は要綱により、そもそも公表を前提としない情報の収集であり、一般的な性質に照らして当該情報を公にした場合競合他社や取引先による当該法人の資金収支等の分析が可能となり融資元等が特定される可能性があり、正当な利益が害される危険性は否定できない。また、町の今後将来における契

約・政策遂行の際に、提出された情報を非公開としておきながらも、結局将来的に公開される情報であると町が判断するならば、法人等から必要な情報が得られない可能性も否定できず、結果的に町民に不利益を被ることも少なからず想定される。

本件の経過については、当時の森町議会においても協議がなされているのは当然であり、当時広報等において公にされていた情報の存在も確認したが、規定に基づき関連書類は処分されているものもある。

一部開示も含め、審査会において本審査請求の対象となる行政文書の確認・審議を行った結果、審査請求人が口頭意見陳述等で述べた、開示を強く要求する項目として「応募した9社の名前・そこから選定で絞り込んだ4社の名前・順位を付けた際の基準や根拠が解る資料等」は、当時の参加企業の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある可能性がある情報そのものであり、その資料を基に協議された提案競技審査会の議事録内容についても同様であると判断する。そのため一部開示を行ったとしても、審査請求人が必要とする情報は得られず、ほとんどが黒塗りの情報開示となることから、

森町情報公開審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の意見

公文書管理と情報公開は車の両輪であり、今回のような大規模な財産運用に係る政策遂行の過程が含まれる情報については整理をし、長期にわたる保存とするよう検討が必要であると判断する。

また、多様な価値観や考え方を持つ町民の権利を尊重し、開示方法や公文書の保存について、将来世代への説明責任を果たせるよう、常に原則公開の理念に立って解釈、運用を行うことが重要である。

第7 審査会の経過

平成30年5月 1日	情報公開審査会諮問書の受理
平成30年5月23日	平成30年度第1回情報公開審査会【調査審議】
平成30年6月 8日	平成30年度第2回情報公開審査会【調査審議】
平成30年6月19日	平成30年度第3回情報公開審査会 【審査請求人口頭意見陳述・調査審議】
平成30年7月 4日	平成30年度第4回情報公開審査会【調査審議】
平成30年7月26日	平成30年度第5回情報公開審査会【答申書審議】
平成30年7月27日	諮問に対する答申書提出

答申委員 阿部 邦夫、森 健一郎、佐々木 裕、菜畑 憲次郎、小長井 朗